

5章 その他、耐震化の促進に必要な事項

【1】法に基づく指導など

1. 耐震改修促進法による指導など

(1) 指導と公表の実施

耐震診断・耐震改修の指導等の対象建築物は以下の通りです。

区分	指導・助言 (法第7条第1項)	指示 (法第7条第2項)	公表 (法第7条第3項)
対象 建築物	法第6条に定める建築物で、昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物	法第7条第2項に定める建築物で、昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物	指示を受けた所有者が正当な理由無く、その指示に従わなかった特定建築物

○優先的に指導・助言すべき建築物の選定

- ・災害時の救助拠点として重要な民間病院等の施設
- ・緊急輸送路等・緊急輸送道路の道路閉塞の可能性のある特定建築物
- ・緊急性と公益性が高い建築物

○指導及び助言の方法

- ・特定建築物所有者への啓発文書の送付
- ・大阪建築物震災対策推進協議会による特定建築物所有者を対象とした耐震診断・耐震改修説明会の開催

○指示の方法

- ・実施すべき具体的事項を明示した指示書の交付（特定建築物の所有者に発行）

○公表の方法

- ・広報及びホームページへの掲載

2. 建築基準法による勧告または命令など

(1) 勧告・命令等の実施

指示を行って、相当の猶予期間を超えてもその指示に従わなかった場合、所管行政庁は、構造体力上必要な部分の地震に対する安全性について、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物に対しては、建築物所有者等に対して、建築基準法第10条に基づき、勧告又は命令を行います。

【2】2次構造部材の安全性の向上

(1) ブロック塀の安全対策

ブロック塀等の所有者への注意喚起を行い、あわせて安全な改修工法の普及を啓発していきます。

(2) 窓硝子や外壁等

窓に飛散防止フィルムを貼ること及び、外壁の改修工事による落下防止対策について普及啓発を行ないます。

(3) 屋外広告物

適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めます。その他、府と連携し広く屋外広告物の安全性の注意喚起を行ないます。

(4) 天井

不特定多数の利用する大規模空間を持つ建築物の天井は、崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を行ないます。

(5) エレベーターの閉じ込め防止

定期検査等の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建築物所有者等に周知し、安全性の確保を推進します。

またパンフレット等により、建築物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報提供を行ないます。

【3】地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

建築物の基盤となる宅地盤については、土砂災害を未然に防止するため、土石流対策・急傾斜地対策・山地災害対策・宅地防災対策・液状化対策の地盤対策予防策を実施することとしており、今後も関係機関との連携を図りながら土砂災害の未然防止に努めています。

【4】居住空間の安全性の確保

地震による家具の転倒などによる人的被害や、転倒した家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがあります。室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するためにも、「地震に備えて」「地震がおこったら」など注意喚起のためのお知らせを本市広報紙への掲載・ホームページで公開しています。

(1) 家具転倒防止

家具の転倒による居住者被害等を防ぐためにも、家具固定の重要性について、出前説明会、パンフレット等により普及啓発を行ないます。

(2) 防災ベッドや耐震テーブルの活用

個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブルの活用を啓発します。